

令和8年度学びの基盤づくり事業 実施要項

広島県教育委員会

1 趣旨

児童生徒の「主体的な学び」を促進し、学力の向上を図るため、児童生徒の学習のつまずき等を把握するとともに、その解消に向けた個別の学習支援の充実及び授業改善を図る。

2 概要

(1) 「広島県学びの基盤に関する調査」の活用及び普及

学習のつまずき等を把握するため、県内の小中学校等に「広島県学びの基盤に関する調査」^(※)を提供する。

※ 「広島県学びの基盤に関する調査」…広島県教育委員会が提供する小学校低学年段階の学習のつまずき等を把握するための調査。

(2) 研修会の実施

「学びの基盤づくり事業」の趣旨や「広島県学びの基盤に関する調査」の活用方法、把握した児童生徒の学習のつまずき等に応じた具体的な個別の支援に焦点を当てた研修会を年2回実施する。

回	時期	方法	内容
第1回	令和8年6月～7月	参集	事業説明、協議、演習等
第2回	令和8年9月～11月	参集 (会場校未定)	授業研究、協議、講師による講話

※ 各回の詳細は別途通知します。

(3) 指導主事の派遣

学習のつまずき等に応じた個別の支援に取り組む学校に対し、要請に応じて県教育委員会から指導主事を派遣することにより、各校における取組を支援する。

各市町教育委員会（広島市を除く。）において、学習のつまずき等に応じた個別の支援に関する研修を実施する場合、要請に応じて県教育委員会から指導主事を派遣し、指導助言を行う。

3 指導主事の派遣について

(1) 主な指導内容

- ・ 「広島県学びの基盤に関する調査」を活用した支援の在り方についての研修
- ・ 「広島県学びの基盤に関する調査」の結果や研究授業等での児童生徒の姿を基にした具体的な個別の支援及び研究体制構築に係る指導助言
- ・ 学力の定着に課題を見せる児童生徒への支援に係る指導助言 等

※ 内容については、派遣を希望する機関の要望に応じて調整いたしますので、適宜、御相談ください。

(2) 訪問の期間及び訪問回数等

- ・ 訪問の期間は、令和8年5月27日（水）から令和9年2月26日（金）までとする。
- ・ 学校への訪問回数は、原則1校当たり年3回を上限とする。
- ・ 各市町教育委員会主催の研修への訪問回数は、原則1市町当たり年1回を上限とする。

(3) 訪問の手続き

- ① 指導主事の派遣を希望する場合、別紙様式1（日程調整票）を派遣希望日の15開庁日前までに、市町教育委員会を通じて県教育委員会へ提出する（鑑文不要）。
- ② 担当指導主事が、市町教育委員会担当者と日程等の調整を行う。
- ③ 県教育委員会から派遣を希望する機関宛に決定通知を送付する。
- ④ 別紙様式2（派遣申請書）を派遣希望日の5開庁日前までに、派遣を希望する機関から市町教育委員会を通じて県教育委員会へ提出する（鑑文不要）。
- ⑤ 授業を行う場合は、学習指導案を、研修当日の5開庁日前までに、市町教育委員会を通じて県教育委員会へ提出する。